希少種保全のためのノネコ対策事業費







国内希少野生動植物種の生息域から捕食者であるノネコを排除することにより、希少種の個体数回復を図る。

1. 事業目的

- ① アマミノクロウサギなどの希少種に甚大な被害を与えるノネコを希少種の生息地域から排除し、固有の生態系を保全。
- ② 世界自然遺産登録の準備を進めている奄美大島・徳之島において、重要な固有種の存続を脅かす存在であるノネコを排除することは、遺産価値の保全にも必須である。

2. 事業内容

これまで、特に緊急的な対策が必要な**奄美大島・徳之島**の2地域を対象として、自治体と協力したノネコ対策の一環として、ノネコの**生息状況調査・個体数推定、捕獲**等を実施してきており、当面これを継続する。**奄美大島**においては、平成30年度に自治体と共同で策定した<u>ノネコ管理計画(10か年計画)の達成</u>に向け、4年目となる令和3年度からはノネコの捕獲・在来種モニタリング範囲を拡大予定である。最終的に奄美大島全域に拡大し(令和5年度を想定)、確実に10年での事業終了を目指す。人員並びに捕獲機材の拡充により、**効果的な捕獲作業**を図る。奄美5市町村からなる協議会との連携・役割分担により、適切な対策・譲渡を遂行する。これらの対策は世界遺産登録に不可欠な条件である。

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業

■請負先 民間事業者・団体

■実施期間 平成28年度~令和9年(10か年計画に基づく)

4. 事業イメージ



国内希少野生動植物種



ノネコに捕食されるアマミノクロウサギ

環境省(本事業)

希少種保全 ←ノネコの調査(センサーカメラ)と捕獲(箱わな)

自治体との連携 + 役割分担

自治体 (他事業)

捕獲ノネコの収容・譲渡、飼い猫・ノラネコの適正飼養等



お問合せ先: 環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室 電話:03-5521-8353